

令和4年6月16日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	隈 本 興 樹
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
企業誘致課長	橋 本 秀 樹
新庁舎建設課長	甲斐田 英 樹
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	溝 上 啓 之
環 境 課 長	石 橋 信 輝
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
健康推進課長	馬 場 浩 義
介護長寿課長	栗 山 哲 也
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	原 寿 之
学校教育課長	郷 田 純 一
スポーツ振興課長	松 尾 裕 二
矢 部 支 所 長	石 川 幸 一

議事日程第5号

令和4年6月16日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 議案審議
 - ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 報告第4号 八女市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告について
- 報告第5号 令和3年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 報告第6号 令和3年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和3年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第8号 令和3年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
- 議案第44号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第45号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第46号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 八女市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 八女市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 市道路線の変更について
- 議案第50号 市道路線の廃止について
- 議案第52号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第3号）

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の議案審議、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、委員会・分科会日程表、提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

示談書の内容についてお聞きいたします。

事故が令和3年8月15日午前11時30分、示談書の期日が令和4年4月1日、ちょっと時間がかかっておるようですけれども、この内容についてお聞きいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

事故当初、本人さんから連絡があり、事情をお伺いして、いろいろ調整をしておりましたが、被害を受けられた方のドライブレコーダーが見つかり、証言内容と若干相違があったということで、その調整で時間がかかりました。

以上です。

○議長（角田恵一君）

よろしいですか。ほかございませんか。

○6番（田中栄一君）

この報告書を見ますと、過失相殺が50%になっておりますけれども、道路管理者としての

責任から考えますと、100%の負担を強いられても仕方ないのかなと思っております。この50%に至った理由、これをちょっと教えていただきたいと思っております。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

先ほども若干述べさせていただきましたけれども、ドライブレコーダーの映像を確認しましたところ、今回の事故の場合、車に乗って陥没ということではなく、既に陥没が起きていたと。運転されていた方の前方不注意も考慮しまして、50%となっております。

以上です。

○6番（田中栄一君）

分かりました。

こういうときにドライブレコーダーは非常に有効だと思います。庁用車にも随時つけられていると思いますけれども、それで、もう一つなんですけど、こういった道路陥没というのが非常に近年ニュースでも取り上げられております。

そういう中で、区長会あたりに道路のいろんな部分については通報をお願いしますということをお願いされていると思うんですけれども、通常、区長さんたちも、そうそうできないと思うんですが、ふだん、道路状況の管理というか、監視というか、そういう部分をどうされているのかということと、あわせて、国道とか県道とかは道路110番を共有していますよね。どこどこに異状があった場合は、どこに連絡してくださいとかですね、そういったことも何か今後必要なんじゃないかと。職員も回られて、いろいろ異状については見られていると思うんですけれども、そういったことで、今後のそういった道路状況の確認についてはどういうふうにされていくのか、お尋ねしておきます。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

議員おっしゃられたとおり、年度当初、区長会で文書を入れてお願いをしております。

また、職員にもパソコン内で定期的にそういう危険箇所や不具合があった場合、連絡をいただくシステムを取っておりますが、やはりかなり範囲が広うございます。通常時も、建設課、第一・第二整備室等で現場確認等は常に行っているところではございますけれども、やはり豪雨の後が一番こういう陥没が起きやすいということで、そちらについては重点的にパトロールを強化していきたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

事故に遭われた方、それから市にとっても非常に不遇なことですので、そこら辺、十分お願いして、私の質疑を終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○10番（牛島孝之君）

先ほどと同じように、第2号についてもですね……

○議長（角田恵一君）

いや、これは報告第1号を。

○10番（牛島孝之君）続

報告第1号でいいです。報告第1号で再度聞きますけれども、これが先ほど同僚議員も言われたように、地元からの連絡、ここがこういうふうに陥没しているよとか、そういう連絡があったのか、なかったのか、お願いします。

○建設課長（轟 研作君）

こちらの現場については、事故を起こされた方からの通報でございます。日付を見ていただくと分かりますけれども、8月15日、昨年はお盆あたり、ずっと線状降水帯の影響で大雨が降り続けている状況の中でございました。ですので、事前に通報があった箇所ではございません。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

示談書の中の事故の原因、状況、結果の中に、上記の日時、場所において乙所有の軽貨物車を市道上中原1号線の路肩に停車、積荷を降ろそうとしたところ、地面が陥没しということですので、これは当然、地元から、あるいはそれ以前に通行した人からの連絡はなかったということですね。

○建設課長（轟 研作君）

そのとおりでございます。見た目は陥没をしていなかったけれども、車から降りられる際に足をつかれたところが抜けたという状況でございます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したものを同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

これも事故の原因、状況、結果として、グレーチングに乗り、そのグレーチングが落ちてということですので、当然、先ほどの第2号と同じように、地元からの連絡とか、そういうのはなかったということに理解してよろしいでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

そのとおりでございます。見た目上は水路にグレーチングがかかっていたけれども、老朽化等により、車で乗られた際にグレーチングが落ちたという状況でございます。

○10番（牛島孝之君）

第1号、第2号、第3号の事故示談書、あるいは専決処分について、全体としてお聞きしますけれども、担当副市長にお聞きします。これは八女市公共施設等総合管理計画、この中のインフラ施設、(1)道路、その中の①市道「本市の市道は、令和3年3月末現在で5,350路線、総延長2,435キロメートルです。」。この中に「現在は、住民などの通報により修繕を行うなど事後保全を行っている状況です。」。下のほうに「定期的な道路パトロールにより修繕箇所の早期発見・対応に努めます。」と。

同僚議員も一般質問で聞かれましたけれども、職員数の問題もあると思いますが、今の県土整備事務所、以前は職員さんがずっと回っていましたけれども、今、民間委託として道路パトロール、黄色い車がちゃんと走っております。

八女市では、職員さんは回られるけど、そういう定期的な道路パトロールは恐らくないと思いますけれども、今後、やっぱりこういう事故が多発する可能性があるわけですね。大雨が降って陥没していた、地元の方もなかなか行けなかった。ところが、通ってみたら陥没していたと。これについて、八女市もそういう道路パトロールを専門に、正職員とは言いませぬけれども、再任用の方でも結構ですので、そういう考えはいかがですか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

今回の事故の関係でいいますと、パトロールをしても発見できたのかなと私はちょっと思っているところです。ただ車で通るだけでは発見できるレベルの不具合ではなかったのかなということで、事故に遭われた方には非常に申し訳ないんですけども、事後の補修になってしまったということでございます。

今、基本的に、議員もおっしゃったように、地域の方と共に地域協働で地域の道路を守っていこうという基本的なスタンスもありますし、そちらのほうに重点を置いていくことが今後のまちづくりに望ましいのかなと思っているところです。

建設課長も申しあげましたとおり、大雨が降った後とかは重点的にパトロールもしておりますし、日常的に公用車で職員も外部に出てまいりますので、そのときには、きちんとそういった目で通行してくれということもお願いしていますので、当面そういった形で、できることをやっていきたいと、今のところは考えているところです。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今のところはそうでしょうけど、総延長2,435キロですよ。これを果たして職員と地元の方、特に災害が、大雨が降った後に現地に行けるかという問題もあります。確かに職員の方は現地にも行かれると思いますけれども、定期的に行っていても分からなかったんじゃないかと、そういう専門の道路パトロールを今後検討すべきではないかと思いますが、検討されるかどうか、お願いします。

○副市長（松尾一秋君）

これについては、事故があるときに必ず今後どうしていくかという話をいたします。その中で、現状、どのようにやっていったら一番いいのかという話をしていますので、特にこれをやるから、パトロールをするかしないかということについての議論はしておりませんが、未然に防ぐ方法の最適解はどこにあるのかという話はしてまいりますので、全体的な、総合的な視野で今後も事故防止については検討していくと申し上げておきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決したものを同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、

これをもって審議を終わります。

報告第4号 八女市土地開発公社の令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第5号 令和3年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第6号 令和3年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第7号 令和3年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第8号 令和3年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方公営企業法施行令第19条の規定により、管理者が翌事業年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、地方公共団体の長に報告し、地方公営企業法第26条第3項の規定により、地方公共団体の長が議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第44号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 専決処分について（八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

専決処分ですけれども、国保税の条例の改正、これが専決されたというのはあんまり記憶にないんですけれども、この専決された理由はどのようなものか、お尋ねします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

賦課基準日が4月1日になっておりまして、賦課期日の世帯状況、それから所得を基に保険税を算出し、新年度の税額に関する問合せとか、そういったものにも対応することとしております。そういったことから、3月31日に専決処分を行っておるところです。

また、以前は6月に改正をしておりましたけれども、その場合が賦課基準日に合わせて改正するのが望ましいと、これは遡って適用される値上げの条例改正、こういったものについては好ましくないということでの県からの御指導等もあったことから、今回、専決処分にてお願いするものでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

そういう事情があったというのは、ちょっと私、知りませんでしたけれども、今後は6月にいつも議会を開いて決めていたものを、国がこういう限度額の引上げなどを決めた場合、専決処分で行うということで理解してよろしいのでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

基本的にはそのようになると思います。県南の10市等も見ましたが、多くはこのような専決処分の行為で行っているところですよ。市民の方々の不利益遡及ということにならないためにも、3月31日に専決処分をさせていただいて、改正でこの保険税を運営していきたいと考えているところですよ。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

今回の限度額が、医療分が650千円、後期支援分が200千円に引き上げられたんだろうと思いますけれども、国が政令で値上げを決める、そうした場合、必ず八女市もそれに従わざるを得ないのか、あるいは独自の判断で限度額を決めることができるのか、お伺いします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

この上限額、国の法の改正によって行うものでございます。この法改正に従うことにより

まして、国保による補助金とか、そういったものも、この法の改正に従っておると、この場合であれば、上限額を上げておるか、こういったものも要件の一つになってくるかと思いません。

そういった意味からすると、今後のほかの補助金、国民健康保険税でいただく補助金、こういったものに対しての影響が何かしらあるかと思しますので、こういったことから、今回も、国のほうの改正に合わせて改正をお願いするものでございます。

○17番（森 茂生君）

それは分かります。恐らくいろんなペナルティーをかけてくるだろうと思います。

あくまで理論的に国が決めた額に従わざるを得ないのかどうか、お伺いします。

○議長（角田恵一君）

今の答弁のとおりだと思いますけど、再度確認ということですか。

○17番（森 茂生君）

私の知っている範囲では、結局、これは上限を決めているわけですよ。上限以上は違法になると。理論的ですよ、それ以下は決められると理解をしています。ちょっと確認します。そこは貴重なところですので。

○健康推進課長（馬場浩義君）

国のとおりで行っていくものと理解しております。

基本的には、国保を運営していくに当たって、健全な運営を維持していくという視点で市としては取り組んでおりますので、こういったことから不利益とならないように、今後も行っていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

再度お尋ねしますが、あくまで理論的に、理屈的に限度額は国に従わざるを得ないのか、独自に決めることができるのか、お伺いします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

独自にできると考えております。

○17番（森 茂生君）

限度額以上は駄目ですけれども、限度額の範囲は決めようと思えば、決められると思います。国はそういうペナルティーなんかで縛ってきて、せんようにしているんだろうと思いますけれども、理論的には、あくまで独自の判断でできると思いますし、そのように確認をしておきます。

今度の引上げによって、最高限度額が990千円から1,020千円、1,000千円超したわけです。この1,020千円、国保税で1,020千円払う世帯が出てくるわけですが、どれくらい見込

んであるのか、お伺いします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

今回の上限額の改正に伴いまして、上限額がどれだけの世帯に及ぶかということでございますが、この分は、割合としましては全体の2.8%で281世帯と算定をしているところでございます。

○17番（森 茂生君）

幾らになったら限度額に到達しますか、年間の所得で。

○健康推進課長（馬場浩義君）

これは世帯の状況に応じて変わってくるものでございますので、あくまでも課のほうで算定をした例として御提示をさせていただきたいと思いますが、まず、1人世帯ですね。一番分かりやすい40歳から64歳の間の世帯でいいますと、所得金額で7,470千円、こちらを超えてきますと1,020千円の限度額を超えてくるということになってございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

1人世帯、これがもう少し増えれば、恐らく下がるのかなと思いますけれども、大金持ちとは言えませんよね。それ以下も人数が増えれば、恐らく下がると思いますので。

そしたらば、ざっくり言って、八女市民の負担が増えるのか。増えるとするなら、幾ら増えるのか。それとも全然影響はないのか、あるいは減るのか、お尋ねします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

この限度額に該当される方、こういった方々については、これまで医療費分でしたらば、例えば、630千円だったものが650千円に上がるというところで、そういった限度額が上がる方と、それと昨年度まで限度額を満たしておいて、今度はかからない、この方の630千円から650千円の間の方、こういったところでは当然、税は上がってきますので、このようなところには負担がかかってくると捉えています。

ただし、この負担を一方、いただくことで中・低所得と言われる方々の御負担を少し軽減までいかなくても、現状のところ抑えておく、こういったところで、言うならば、全体で言えば、少し負担をしていただく方はおられますが、そういった形で中・低所得者の皆さんには配慮をした形になっておるのかなと捉えているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

とどのつまり、結局は増えるということですね。

そして、中・低所得者も、これは安くなるわけじゃないだろうと思います。ですから、結

局、負担額が上がった分は市民の負担増になると理解をします。

やっぱりこういう値上げ、まして専決処分という格好で今後も出てくるというなら、ちょっと納得できないわけですけども、その点、今までも相当、この国保に関しては言ってきました。相当、国保税だけですよね。そのほかに税という名のつくものがいっぱいあります。国保税だけで1,000千円ぐらいになる人が出てくるというのは、非常に私は納得できないわけです。

それで、高く思っているのか、それともこのぐらい当たり前と思っているのか、お伺いします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

当たり前とは思っておりませんで、この国保を健全に運営していくために必要な部分を加入者の方々に御負担をいただく、そういった中で安心した医療を受けられる、こういった制度を私たちは維持をしていかないといけないと考えておりますので、この点は御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第45号 専決処分について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を現行の630千円から650千円に、後期支援分を現行の190千円から200千円に改め、合計で30千円値上げしようというものであります。

課税限度額は、平成20年度と比べ、医療分が470千円から650千円、後期支援分が120千円から200千円、介護分が90千円から170千円に引き上げられ、合計で340千円も限度額が引き上げられております。

国民健康保険中央会の資料によれば、全国における所得に占める国保税の負担の割合は、平均10.1%ということになっております。組合健保が平均5.8%、協会けんぽが平均7.5%です。同じ医療保険でありながら、他の医療保険制度より明らかに高いというのが現状です。

以上の理由により、議案第45号に反対するものであります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○8番（高橋信広君）

この資料の1のほうに改正案と現行を見させていただきましたが、いま一つ、私のほうは理解できていないので、お聞きいたします。

資料2のほうに、具体的にはということで3つのポイントがあります。確定申告及び市民税申告等の記載の取扱いの変更、それからもう一つは給与所得者や公的年金等受給者の扶養親族申告書等の記載事項の変更、それからもう一つ、住宅ローン控除の延長見直しによるということです。この3つのポイントについて少し分かりやすく御説明していただけますか、教えていただけますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

まず、第33条のことだと思えますけれども、上場株式の配当所得につきましては、それぞれ源泉徴収されるか、または所得税の確定申告では総合課税方式か、分離課税方式という方式を選択することができます。住民税の申告も申告しなくていいという選択もできることになっております。

今回の改正におきまして、複雑な申告の手續の簡素化の観点から適用要件を一致させるということもありまして、基本的に住民税については所得税の方式に合わせるということになっております。

続きまして、公的年金の控除につきましては、公的年金控除の算定に使用するものに合計所得金額というのを使います。

ただ、これは所得税法上では退職手当も含むということになっているんですけれども、市町村が退職所得の有無を確認するためには非常に事務的負担も増大するということがあって、

退職手当は含まないところでの合計所得金額を用いるということにされております。これに関連して、扶養親族の申告書等の様式等の改正も行われる予定になっております。

続きまして、住宅ローン控除の件ですけれども、今回の改正によりまして、控除の期間が令和4年から令和7年度まで4年間延長されております。

控除の期間につきましては、新築が13年、既存住宅が10年ということになっております。控除率につきましては、0.7%ということで昨年の1%から少なくなっております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今のお話を聞く限り、市民にとっての影響という意味では、有利性、不利益性という意味では、どちらかというとも有利性のほうに聞こえましたが、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

申告される方につきましても、所得税を申告されるときに申告書の2枚目の下のほうに住民税を申告するかどうかという欄があるんですけども、そこにチェックを入れれば住民税は申告しないということになっていまして、申告される側からすれば、そんな手間が減るとか増えるとか、そういったのは一切ないと思います。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 八女市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 八女市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
議案第52号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がありますので、質疑を許します。17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

まず最初に、民生費、社会福祉費の住居確保給付金についてお尋ねします。
ここに全員協議会のときに出していただいた資料がありますがけれども、どうも何度読んでもちよっと理解に苦しみます。雇用主の都合により解雇以外の離職者や廃業、休業などにより減収した人で住居確保給付金の支給が終了した人の属する世帯が対象者ということです。
そのまま読めば、雇用主の都合による解雇以外ですので、雇用主の都合による解雇は、これを読めば該当しないということになってしまうわけです。この点どうなっているか、お尋ねします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。
住居確保給付金につきましては、平成27年の生活困窮者支援制度の開始の際に始まった制度でございまして、就労意欲はありますけれども、離職等により家賃の支払いができず、住居を喪失もしくは喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額を支給することで住居の安定、それから就労機会の確保を目指すものでございます。

この制度につきまして、令和2年4月に制度の一部改正がございまして、おっしゃった雇用主の都合による解雇や廃業、休業などによる減収ということで、新型コロナウイルスの影響による休業等を想定しておりますけれども、そういった収入の減少によって住居を失うおそれが生じている世帯なども支給対象となったところでございます。

そしてまた、令和3年2月に制度の一部改正がございまして、そういった新型コロナウイルスの影響による休業等により減収が続いている人や支給終了後に減収があった方につつま

しても再支給という制度がございますので、それが可能になっておるところでございます。
以上です。

○17番（森 茂生君）

要するに、雇用主の都合による解雇も対象になるということで理解してよろしいのでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

雇用主の都合による解雇も該当いたします。

○17番（森 茂生君）

それから、対象者は住居確保給付金の支給が終了した人の属する世帯というふうになっていきますので、それ以外の人は対象にならないようなイメージを受けます、この文章では。どうなっていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えします。

今回の改正につきまして、そういったコロナウイルスによる減収等による住居確保給付金を受給した方の再支給についてに限られておるものでございますが、通常の離職とか解雇による住居確保給付金の支給、それから再支給については継続しております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

必ずしも、この支給が終了した世帯以外にも、あの支給は行われるということでしょう。

ですから、この説明資料が非常に分かりにくい。幾ら何度読み返しても分からんわけです。何度も読み返したけど、それで、ぜひもう少し誰でも理解できるような説明をしていただかんと、とても素人は特に全く分からんわけです。分かりやすい資料を今後はお願いしたいと思えます。

それから、次の生活困窮者自立支援事業についてですけれども、この事業もいろいろずっと変わって、つぎ足しつぎ足し来ているようですけれども、さきの住居確保給付金、これと併用して、一緒に両方とも支給してもらおうということは可能ですか、それとも駄目ですか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

併用は可能でございます。

○17番（森 茂生君）

それから、今まで何人程度が受給されているのか、お伺いします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

令和3年度につきましてでございますけれども、自立支援金の初回を受けられた方が50件、それから再支給に行かれた方が26件ございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

再支給が20件ですか。

○議長（角田恵一君）

26件です。

○17番（森 茂生君）

26件。

この自立支援給付金について、例えば、持続化給付金なんかは課税の対象になります。これは所得税、もしくは住民税の課税の対象になるのか、あるいはならないのか。そして、差押え物件に該当するのか、これは禁止されているのか、お伺いします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

すみません、そこについては、ちょっと把握しておりません。

○17番（森 茂生君）

これは一般に言われているから、さほど難しい問題ではないと思いますけれども、すぐ分かりますか。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

課税対象にも、差押えの対象にもならないということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ならないということで理解していいんですね。分かりました。

それから、ここに対象世帯が10世帯ほど見込まれております。総合支援資金の再貸付けを終わった世帯とか、再貸付けが不承認になった人たちとか、極めて限定されております。ですから、この10世帯というのは、ほぼそちらのほうで把握されているものと思いますけれど

も、いかがでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

この数字につきましては、今までの実績を見込みまして、大体月4件ほどの決定がありますので、その月数を2か月延長ということで10世帯ほどを見込んで出しておるものでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

大体この10世帯というのは把握されているかどうかをお伺いしているわけです。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

現在受給中の方につきましては継続ですので、把握しておりますけれども、それ以外に過去に受けていた方というのもありますので、そちらについては把握しておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

把握している分だけでも、これは申請がなければ恐らく八女市の場合は駄目だと思われますので、分かっている世帯だけでも申請書を送るということはできないんでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

分かっている場合につきましては、毎月面談等を行っておりますので、その際に御案内したいと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

実は私もこういうのは申請主義だから、ある意味では申請がなければ無理なのかと思っていました。

そうしたところが、よその例を見ますと、例えば、これは久留米ですけども、個別に申請書などの必要書類を送付しておりますと。そして、こうなっています。公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律というのがあるそうです。それに基づいて、情報提供を受けて申請する該当者には送っているようです。ですから、それ以外の人は駄目ですよ。それ以外の人は申請しなければなりませんけれども、今までちゃんと把握している分は申請書を送っているということです。

これは久留米がたまたまなのかと思って調べてみましたら、大阪でも全く同じようなことが載っています。その小郡市、品川区、横浜市、富里市、私が無作為にばっと調べたところでも申請書を送っているところのほうが多かったんですよ。それは、後で調べると分かる

とおり、久留米でもそうです。把握しているところには申請書を送っているんですよ。大阪市もまさにそうです。品川区、富里市というんですかね、私の調べたところでは既に申請書は把握しているから送っているというのが多かったです。

ですから、新たに申請される人は分からんと思いますけれども、そちらが情報を持っている分は該当する可能性がありますので、申請書を送ったらどうですか。

そして、きちっと審査は、申請書が送られてきてから審査すればいいわけですが、該当するかどうかは。まず申請書を、そういう該当する可能性のあるところへ送る。よそで行われておりますので、そのようにぜひしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

周知方法については、ただいま電話とか面談による周知方法しかまだ考えておりませんが、やり方についてはいろいろ周りの状況も見ながら検討していきたいと思います。

○17番（森 茂生君）

検討するとは、しないという同意語に使われますけれども、ここで検討して結論を出してくださいよ。福祉部長いかがでしょうか。これはたかがしれている、10世帯程度です。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

先ほど課長が申しましたように、該当される方は面談等を福祉事務所のほうに来ていただいているということですので、その際に申請書を当然お渡しすることが可能ですので、そういう手続で漏れがないように行っていきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

そうした場合、該当しない人が窓口に来なかった場合はどうなりますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

これは申請に伴うものですので、窓口に来られなかった場合は受給できないということになりますので、広報等でも広く周知していきたいと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そうじゃなくて、私が言っているのは、もちろん口頭でそれもいいですよ。しかし、その人たちが全て窓口に来られるかどうか、私は分からないと思いますので、そういう可能性のある人には申請書を送り、申請があったら、その時点で審査をすればいいと思う。よそでもやっているからですね。やっていないならともかく、よそでやっているわけですので、ぜひそのように周知をされるよう、申請書を送られるよう配慮をしていただきたい。健康福祉部長、明確にお答えいただけますか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

様々な事情で来庁することができない方もいらっしゃると思いますので、そういった方には丁寧に送付するなり、ちょっと手だてはケース・バイ・ケースになるかと思いますが、きちんと情報として、書類としても届けられるように対応していきたいと考えております。

○17番（森 茂生君）

例えば、久留米で行われているように、その可能性のあるところに送るということで理解してよろしいですね。ありがとうございました。

いい返事をいただきましたので、次に移ります。

次に、農産物等消費促進事業についてですけれども、ちょっと私が疑問に思ったのは、この予算書を見ると、地産地消推進協議会負担金としか載っていません。内容は全く分からなわけです。ですから、説明を受けていたから、こういうことだなということは分かりますけれども、何か予算書には、こういう格好でしか載せられないんですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

予算書上は、どうしても負担金ということで地産地消協議会のほうで取り組む内容になりますので、このような形で記載となっております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

取りあえずそうということのようですので、できればもう少し詳しい説明、不明の場合は、ぜひとも別添の資料なり、口頭でなりは、ぜひ分かりやすいような説明をよろしくお願い致します。

給食の食材として19品目ということですが、私は誤解して、一遍に1人の生徒に19品目配付するのかなという気がしていましたけれども、そうじゃないみたいで、季節、季節に応じて取れたものをこの事業でやるということで、日頃より、これはコロナ関係ですが、それ以外にも地産地消ということでやられておりますので、その一環だろうと思えますけれども、この19品目、大体主なものでいいんですけれども、どのようなものを計画されているかどうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、旬のものを児童生徒に届けることを目的としておりますので、旬の時期に、例えば、7月にはブドウ、9月にはナス、10月にはキウイフルーツといった部分で、主立ったものにつきましては、それ以外にもミカン、トマト、イチゴなどを計画しておるところでございます。

以上となります。

○17番（森 茂生君）

恐らく米とかいうのは給食の中ですので、入っていないのかなと思っていますけれども、例えば、さっき言われました3,240千円のうち5,000食ですので、ミカンならどれくらいなのか、ブドウならどれくらい、1人の児童生徒に行き渡るものか、お尋ねします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

1人当たりの児童生徒の配布の数量というか、食べられる数量ですね。先ほど言いました、例えば、ブドウでいきますと、小学生は2粒、中学生は3粒、キウイフルーツにつきましては、児童生徒ともに2分の1カット、ミカンについては1人1玉、イチゴについては1人1粒という形で計画しております。

以上となります。

○17番（森 茂生君）

私もちょっと聞いて、ブドウ2粒とか、もう少し何とか、どうせ配るならというか、どうせするなら、もう少しぐらいはという気がします。幾ら小学生でもブドウ2粒じゃ、ちょっと満足しないのかなという気がしていますので、これは引き続きずっとやられておりますので、ぜひもう少しぐらいは踏ん張ってもらって、充実をお願いしたいと思います。

それともう一つ、ここの目的を読みますと、単なる農家の救済というイメージしか出てきません。できれば、いつも言っていますけれども、学校給食ですので、これに農政の支援を図るということになっていますので、図るとともに子どもの食育にも貢献すると文言にしていただければ、もう少しいいのかなという気がしたわけです。

これを読むと、ただ単に農家の支援というだけに終わっていますので、給食にも当然、食育にも今後影響してくる問題だと思いますので、今後の表現の方法については、ぜひもう少し学校教育課とも連携して、そして、地元の農産物を供給することによって、学校教育も充実をさせていく、そして食育にもなる、そういう組立て方を、ぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

地産地消協議会で今回取り組みます食材の提供につきましては、学校給食とプラスアルファという形で毎月19日を地産地消の日と位置づけて提供するという形で計画しております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、給食とか、そういった部分の地産地消とかいう観点につきましては、今後、また教育委員会と連携を図って推進できますよう協議を詰めるというか、取りあえず話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(「最後です」と呼ぶ者あり)

○17番(森 茂生君)

農業振興課がああ言っていますので、ぜひ教育委員会としても連携を取って、今後とも地産地消をよろしくお願いします。

以上です。

○議長(角田恵一君)

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田恵一君)

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

日程第2 議案上程・説明

○議長(角田恵一君)

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

大変お疲れさまでございます。今定例会にさらに1件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、佐藤由香委員が本年6月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年です。

その職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関し、不服申出があった場合に中立的・専門的な立場から審査決定するものでございます。

佐藤氏は、人格、識見ともに優れ、平素から司法書士として不動産登記業務に携わり、固定資産等、税務行政にも精通され、これまで4期にわたって固定資産評価審査委員会委員として、その重責を担っていただいております。適任であると存じます。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、委員の任期が6月22日からとなっておりますので、本日の採決をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決しました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。
会期日程に従い、20日からは委員会・分科会となっておりますので、審査のほどをよろしく
お願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時10分 散会